

1 自己評価及び第三者評価結果

自己評価日	令和元年9月18日	第三者評価実施日	令和元年10月25日
-------	-----------	----------	------------

【地域包括支援センター概要(センター記入欄)】

センター名称	姫路市飾磨地域包括支援センター
法人名	姫路市社会福祉協議会
統括責任者名	井上 あゆみ
管理者名	竹中 多津子
所在地	姫路市飾磨区細江2655番地(南保健センター内)

電話	079-231-4302
FAX	079-235-0401
メールまたはホームページ	hokatushiikama@himeji-wel.or.jp
施設までの交通手段	山陽電鉄網干線、「飾磨駅」下車徒歩11分・姫路駅南口→姫路港「飾磨工業高校前バス停」下車徒歩5分・姫路駅南口→姫路港「飾磨支所前バス停」下車徒歩6分・姫路駅北口→思案橋「思案橋東口バス停」下車徒歩6分
事業開始年月日	平成25年4月1日

【センターが所在する地域の校区別の人口と高齢者人口割合、特徴・特性(センター記入欄)】

姫路市の南部に位置し、担当校区は飾磨・高浜・妻鹿である。飾磨校区の高齢人口は3,966人、高齢化率は24.9%(後期高齢者は2,028人51.2%)<R1.6末統計より>。生活圏域に警察署や消防署、郵便局、病院、支所や保健センターがあり、市内でも中核的な校区である。高浜校区の高齢者人口は2,447人、高齢化率は17.3%(後期高齢者1,206人49.3%)。新興住宅が増え、出生数、児童数が多い地域と高齢化が進んでいる地域が混在する。妻鹿校区の高齢者人口は1,352人、高齢化率は30.4%(後期高齢者は724人53.6%)と姫路市全体(26.4%)からみると少子高齢化が進んでいる。スーパーや病院も少ないが、昔ながらの小売店があり、地域の良さが残っている。それぞれの地域の特性は違うが、祭り等で地域の団結力があり、自治会や民生委員、生涯クラブ等ボランティアの組織力が強く、見守りネットワークやふれあいサロン・ふれあい食事等の活動が盛んに行われている。

【地域包括支援センターが目指している基本的な方針(センター記入欄)】

2025年に向けて、地域包括ケアシステムの実現をめざし、いつまでも暮らし続けることができる地域づくりを行う。住民主体で行う生活支援体制検討会議を開催し、住民自らが地域づくりを行えるよう支援する。地域ケア会議としては、「ケアマネジメント力向上会議」「地域支えあい会議」の2種類の会議を行い、地域の課題を抽出する。認知症にやさしいまちづくりを目指し、地域版認知症ケアパスを作成する。医療・介護連携部会に参加し、連携強化を目指す。地域住民が相談しやすい窓口として、地域包括支援センターが周知されるように業務を行っていく。

【特に力を入れている点・アピールしたい点(センター記入欄)】

生活支援体制検討会議については、これまで12地区にて開催し、累計57回となっている。地域支えあい会議は今年度9回開催し、ケアマネジメント力向上会議は3回開催した。いきいき百歳体操は担当校区内で25か所、認知症サロンは19か所開催されている。地域版認知症ケアパスでは、昨年度飾磨橋東地区にて全地区開催し、今年度は高浜校区にて展開することを自治会長等に了解を得ている。職員間にて情報共有、連携を密に行い、地域課題の把握と多職種連携を図っている。

【次のステップに向けて取り組みたい点(センター記入欄)】

○ 業務の共通事項
 ・高齢者には、地域包括視線センターの取り組みが浸透してきたが、更に現役世代への周知に取り組みたい。分かりやすいパンフレットを作成したり、若い世代が参加しやすい地域の集い場の立ち上げなど企画したい。
 ○ 地域ケア会議(地域支えあい会議)
 ・地域ケア会議として「地域支えあい会議」を随時開催している。「ケアマネジメント力向上会議」と合わせ、地域課題の抽出や関係機関との情報共有、ネットワーク化を構築していきたい。支えあいシートの改善等、市にも提言していきたい。

【第三者評価で確認した優れている点、工夫点】

○ 市の示す運営方針をもとに担当区域の地域特性や地域課題に応じた事業計画を作成し、管理者や職員は計画の進捗の管理や定期的な自己評価を行い、一体的に業務運営(地域連携・個人情報・苦情対応・広報活動・実践力・チーム力など)に努められています。
 ○ 地域住民と協議しながら既存のつながりの再構築や支えあい体制の強化とともに、新たな仕組み(生活支援体制検討会議)の実現に向けた取り組みに努められています。(市内4エリアで最も多い開催地域)

【第三者評価で確認した次のステップに向けて取り組みを期待したい点】

○ 地域包括支援センターの業務や取り組みが、啓発活動や広報活動を通じて地域住民にわかりやすく明示されていますが、さらに周知や理解の得られる工夫が望まれます。
 ○ 地域での困難事例やケアマネジャー支援のため「地域支えあい会議」を随時開催されています。「支えあいシート」作成に至らないケースも多々あるとうかがいました。準基幹包括支援センターや市とも連携し「支えあいシート」の改善や地域課題の抽出や地域関係者との情報共有及びネットワーク化をさらに推進していくことを期待します。

【備考・その他】

姫路市地域包括支援センター適正運営評価

姫路市飾磨地域包括支援センター		センター記入欄			評価調査者記入欄	
評価項目 評価内容 重点項目	取り組みの状況	現在課題と感じていること	説明に必要な根拠 (参照資料)	訪問調査による確認内容	次のステップに向けて期待したい点	
<p>1. 業務の共通事項</p> <p>地域包括支援センターの業務について、考え方や取り組みを地域住民に分かりやすく明示し、伝えていく取り組み</p> <p>① 担当区域の地域特性や地域課題の明確化について</p> <p>② 個人情報の取り扱いや苦情に関する対応について</p> <p>③ 地域包括支援センターの職員としてのあり方や姿勢について</p>	<p>① 民生定例会や生活支援体制検討会議の集まりで、支えあい会議等から抽出された課題を伝えている。認知症ケアパス勉強会にて、より細かな地域課題を抽出し、その地域の特性を明確化している。</p> <p>② 個人情報取り扱いマニュアルに基づいて取り扱っている。年1回個人情報取り扱い研修会を行っている。個人情報の記載された書類を持ち出し時には、持ち出し簿に記載し、帰社時には複数職員で確認する。個人情報を用いることを利用者に説明し、個人情報使用同意書に署名捺印をもらっている。苦情があれば、迅速に処理し、記録を行い、再発防止に努める。</p> <p>③ 公正、中立な立場を保ち、地域包括支援センターの職員として、利用者の自立支援を行う。入退院時には、医療・福祉の関係機関と連携し、医療と介護がスムーズに移行できるよう支援する。</p>	<p>高齢者だけでなく、今後介護を担っていく世代に対して、啓発していく必要がある。生活支援体制検討会議等をもっと活発に行い、各地域の地域課題をより詳しく明確にしていく必要がある。</p>	<p>運営基準 個人情報使用同意書 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに係る契約書、重要事項説明書 個人情報持出簿 医療介護連携部会議事録</p>	<p>認知症ケアパス勉強会や地域支えあい会議を通じて、地域課題を抽出し、支えあいシートに明記し、明確化を図っている。 支えあい会議等においては、参加者に個人情報保護にかかる同意を得ており、年1回は、倫理に関する研修会を実施し、周知している。 職員としてのあり方や姿勢については、姫路市の運営テキストにもとづいて、その都度確認している。</p>	<p>地域の状況や課題について、更にわかりやすく説明することで、地域包括ケアの必要性を周知していくことが望まれる。</p>	
<p>2. 介護予防ケアマネジメント及び介護予防活動支援業務</p> <p>高齢者が継続して地域生活を送るための介護予防活動についての取り組み</p> <p>① 個々の生活状態を把握(アセスメントとモニタリング)について</p> <p>② 地域活動に参加していない高齢者の生活状況の把握について</p> <p>③ いきいき百歳体操の活動など高齢者が参加・活動できる地域の集いの場の工夫について</p>	<p>① 総合相談での初回相談や非該当者リスト対応時は、相談者の生活状況を把握し、状況に応じて地域活動について紹介し、参加に結びつこう支援している。</p> <p>② 自治会長や民生委員、ボランティアなど地域のキーパーソンに会う機会に多数参加し、地域の高齢者の生活状況の把握に努めている。また、地域のキーパーソンに地域活動の必要性について理解して頂き、参加していない高齢者への状況確認や地域活動参加への声掛けを継続して頂いている。 ・高齢者の方が集まるふれあい食事サービスや認知症サロンで、介護予防に関するミニ講座を行い、高齢者自身が介護予防の必要性を認識し、予防行動がとれるように努めている。</p> <p>③ いきいき百歳体操は、今年度1か所立ち上がり、計25か所が継続している。モニタリング時は、時候にあった健康や介護予防に関する啓発を行っている。また、体操参加者や長期欠席者の状況について、世話人などと情報交換を行い、必要時、早期に介入出来るよう努めている。関係機関にほうかつだよりの配付や情報交換を通して、地域活動や介護予防の情報を発信している。</p>	<p>いきいき百歳体操をしていない地域や公民館など校区全体で大人数で開催している地域では、個々の高齢者の状況の把握が行いにくい。</p> <p>体操や認知症サロンに参加する高齢者が限定・重複しているが、新規参加者が増えない。 体操グループにより、母体や会場の関係から、近くの高齢者が誰でも参加できる状況ではない。 男性参加者が少ない。</p>	<p>いきいき百歳体操報告書 いきいき百歳体操出席表 非該当者リスト 住民主体の集い場一覧 ほうかつだより チラシ類</p>	<p>現在、約430ケース(うち外部委託約250)の介護予防マネジメントを実施しており、地域活動への訪問やいきいき百歳体操支援記録などを用いて、指定予防対象一覧リストに記入し、管理が行われている。 地域活動に参加していない高齢者に対しては、民生委員をはじめ、地域のキーパーソンを通じて、生活状況を把握し、地域活動のリストとマップを用いて、情報を発信している。 また、いきいき百歳体操以外でも高齢者の方が集まるふれあい食事サービスや認知症サロンで、介護予防に関するミニ講座を行い、積極的に介護予防活動の啓発が行われている。</p>	<p>多くの方が参加しやすいよう、介護予防活動や地域活動の多様化が期待される。</p>	
<p>3. 総合相談支援業務</p> <p>地域における多様な相談に対して、総合的に対応できる体制づくり</p> <p>① 緊急性の判断や困難事例への対応について</p> <p>② 相談の経過把握と最終の仕組みについて</p> <p>③ 家族の障害や所得など高齢者に関わらない相談の対応について</p>	<p>① 広報誌や地域の集い、民生委員やボランティアの研修会等様々な機会を利用して、繰り返しセンターがワンストップ相談窓口であることを周知している。 ・相談を受けた場合は、必ずセンター内で相談内容を共有し、緊急性の判断を行っている。緊急性があると判断された場合は、センター内で支援方針を確認し、専門性によるチームを組んで対応。適宜関係機関と連携しながら対応している。 ・時間外の相談は、転送電話で受け付け、必要時は管理者に連絡した上で対応している。 ・困難事例は、適宜センター内でケース検討を行い、支援方針を確認。専門性によるチームを形成し、適宜関係機関の協力を得ながら対応している。 ・相談の支援経過は随時記録し、全職員が経過記録を把握できるようにしている。特に情報共有が必要な場合は、朝のミーティングで、口頭でも経過報告を行っている。 ・最終判断のフローチャートを作成し、それに基づき最終を判断している。フローチャートに該当しないケースや判断に迷う場合は、毎月のミーティングに回り判断している。 ③ 高齢者に関わらない相談は、適切な機関に繋げたり、協働しながら対応している。</p>	<p>家族の障害や引きこもり等、高齢者に関わらない相談が増えてきている。介護保険制度等高齢者に対する福祉制度だけでなく、幅広く福祉制度を理解し、相談対応していく必要がある。</p>	<p>相談受付票 新規相談受付一覧 包括内ミーティング記録 朝礼ミーティング記録 相談対応フローチャート</p>	<p>相談受付票で相談内容を共有し、緊急時対応フローチャートに基づいて、レベル1~4のランクを定め、緊急性の判断や対応が行われている。 相談の経過は、随時記録を共有出来るようにし、朝礼やミーティングを通じて経過を把握し、毎月のミーティングで最終の判断を行っている。 高齢者にかかわらない相談としては、生活困窮のことや家族の障害についてが多く、各専門機関と連携することで対応している。</p>	<p>困難事例の定義を明確にするとともに多様な相談に対応するためのスキルアップの仕組みの構築が望まれる。</p>	
<p>4. 包括的・継続的ケアマネジメント業務</p> <p>地域において包括的なケアマネジメントを行うために多様な社会資源と連携し、ネットワークを構築していく取り組み</p> <p>① 地域のインフォーマルサービスや社会資源の把握について</p> <p>② 介護支援専門員(ケアマネジャー)との連携について</p> <p>③ 地域の医療関係機関とのネットワークについて</p>	<p>① センター内の多職種で連携し、常に情報収集を行っている。情報を整理し、必要時に情報提供できるようにリストやマップを作成している。また、年4回の飾磨ブロック研修開催時に、ケアマネジャー間で情報収集・共有を行っている。随時新しい情報収集が行えるよう取り組んでいる。</p> <p>② 圏域内のケアマネジャーから相談があった際、必要時には同行訪問し、ケースの把握・事業所内での共有を図り、自立に向けた支援が行えるように助言している。 ・圏域内の主任ケアマネジャーと協働し、年4回のブロック研修を開催している。 ・ケアマネジャーからの相談ケースでは、必要に応じて地域支えあい会議を開催し、地域のネットワークの構築に努めている。</p> <p>③ 地域の医療機関から相談があるケースには、すぐに本人に面談し、介護保険の説明・申請の手伝いを行っている。必要時には、カンファレンスに参加し、在宅生活に不安なく戻れるように医療機関と連携を行っている。 ・医療機関の開催する事例検討会や研修に参加し、ネットワークの構築に努めている。</p>	<p>多様化する社会資源やインフォーマルサービスの情報収集が必要である。</p>	<p>地域活動報告書 社会資源のリスト・マップ ケアマネブロック研修資料 支えあいシート 総合相談資料 研修資料</p>	<p>年4回の飾磨ブロック研修を通じて、ケアマネジャーとの情報共有や連携を図ることによって、ケアマネジャーからの情報提供を基に社会資源のリスト・マップを作成し、担当者会で活用している。 地域の医療関係機関との連携については、利用者の主治医と連携して個々のケースを通じて、ネットワークを構築しており、医師会や姫路中央病院の事例検討会や研修に積極的に参加することで、在宅生活に不安なく戻れるように医療機関と連携を図っている。</p>	<p>ネットワークの構築において「れんけい手帳」の活用が期待される。</p>	

姫路市地域包括支援センター適正運営評価

評価項目 評価内容 重点項目		センター記入欄			評価調査者記入欄		
		取り組みの状況	現在課題と感じていること	説明に必要な根拠 (参照資料)	訪問調査による確認内容	次のステップに向けて期待したい点	
5. 地域ケア会議		①地域での困難事例やケアマネジャー支援のための地域ケア会議を随時開催している。また、ケアマネジメント力向上会議を年7回開催し、居宅介護支援専門員のケアマネジメント力の向上やアセスメント力の向上を目指し、また、自身のファシリテーション能力習得に努めている。 ②準基幹包括連絡会を開催し、連携・情報交換を行い、高齢者を支えるネットワークの取組状況について共有する。準基幹圏域内包括の支えあい会議をまとめた支えあいシートより課題を抽出している。抽出された課題は、地域マネジメント会議にかけ、多職種と共有しながら、次年度に向けて取り組んでいく。 ③年1回の地域マネジメント会議において、支えあい会議で地域から抽出された課題と、ケアマネジメント力向上会議にて抽出された課題、生活支援体制検討会議にて抽出された課題を多職種により検討し、医療介護連携会議・部会、生活支援体制検討会議に振り分け、次年度の取組とする。	各地域包括での支えあい会議の開催件数が減少しており、個別課題が抽出できにくくなっている。ケアマネジメント力向上会議では、事例提供者が少なく、同じ事業所からの事例が多くなっている。	支えあいシート ケアマネジメント力向上会議報告書 地域マネジメント会議議事録 準基幹包括連絡会報告書 生活支援体制検討会議報告書	圏内においては、5地区26回の地域ケア会議(生活支援体制検討会議)を実施している。また、支えあい会議では、支えあいシートの作成には至っていないが、ケースに応じて地域の関係者による会議を頻繁に開催していることがうかがえた。 準基幹圏域内包括の支えあい会議をまとめた支えあいシートを作成を通して、地域課題を抽出し、地域マネジメント会議を通して、多職種と共有しながら、生活支援体制検討会議に繋げている。	支えあいシートの改善など、支えあい会議が身近に開催される工夫が望まれる。	
地域における多様な機関との連携会議を設置することで、地域の支えあいの体制を構築していく取り組み ① 地域支えあい会議の開催について ② 高齢者を支えるネットワークの構築について (準基幹・地域課題を抽出について) ③ 準基幹地域包括支援センターとの課題共有について (準基幹・地域マネジメント会議の運営について)		①生活支援体制検討会議を開催し、地域での課題や現状を明らかにし、地域での見守りを強化できるよう取り組んでいく。地域の自治会役員や民生委員と連携を強化し、地域づくりに取り組んでいる。 ②生活支援体制検討会議を通して、地域の社会資源マップの作成や地域の関係作り、集い場作りを支援している。また、地域の集い場を利用して、認知症の勉強会を開催し、地域のつながりを持続できるように支援を行う。 ③準基幹圏域連絡会を行い、情報共有を行っている。生活支援体制検討会議では、準基幹と担当包括が一緒に会議を開催し、地域包括支援課や保健センターも一緒に連携しながら、地域住民と共に地域課題について話しあっている。支えあい会議の課題抽出においては、担当包括に出向き、一緒に課題を抽出している。	生活支援体制検討会議では、自治会役員の理解を得て、開催回数を重ねている校区と、理解が得られていない校区との差が広がっている。また、地域の自治会組織などと十分な関係作りが構築できていない包括もある。	生活支援体制検討会議報告書 ほうかつだより インフォーマルサービス一覧 準基幹圏域連絡会報告書 支えあいシート 認知症ケアパス報告書	社会福祉協議会(第1層)と協働して、いまだ地域に偏りはあるものの分かりやすい名称で生活支援体制検討会議を開催し、地域の社会資源マップの作成や地域の関係作り、集い場作りに取り組んでいる。また、自治会単位で町ごとの地域資源の手帳(認知症ケアパス)を作成し、普及させることによって、地域のつながりの再構築や支えあい体制づくりに繋げている。		
6. 地域支えあい体制の構築方針		①地域課題や地域の現状を地域住民と共有する取り組みについて ② 既存のつながりの再構築や支えあい体制の強化について ③ 準基幹地域包括支援センターと地域包括支援センターとの協働について	①センターが高齢者の権利擁護相談窓口であることを、広く認識してもらえるように、民生委員定例会や地域の集い等で啓発活動を行っている。 ・判断能力が低下し、生活に支障が生じる恐れがある場合、成年後見支援センター等の関係機関と協力しながら対応している。 ②センターが高齢者虐待のファーストコンタクトの機関であることを広く認識されるように、民生委員定例会や地域の集いで啓発活動を行っている。 ・虐待の相談や通報を受けた際は、虐待対応マニュアルに沿って、担当ケアマネジャーや介護サービス事業所等と連携しながら、事実確認を行い、市と協力して虐待対応を行っている。 ③高齢者が消費者被害にあわないように、広報誌や地域の集いを活用して、被害防止の呼びかけや相談機関の紹介を行っている。また、市内で消費者被害の情報提供があった場合も、関係機関や民生委員にfaxやメールで情報提供をしたり、地域の集いで紹介し、注意喚起を行っている。	センターが高齢者権利擁護の相談窓口であることが、地域住民や地域の事業所等に、十分に周知されていないと感じる。	ほうかつだより 虐待帳票 高齢者虐待対応マニュアル 消費者被害(未遂)連絡票	地域包括支援センター内において、「意思決定支援ガイドライン」について学習を行うとともに、民生委員や福祉推進委員に対し、権利擁護についての説明を実施するなど、高齢者の権利の理解に努めている。 消費者被害の防止について「ほうかつだより」に掲載するとともに、「消費者被害(未遂)連絡票」を作成し、消費者被害の情報提供があった場合は、消費者センターや警察、他の地域包括支援センターへ連絡して注意喚起を行っている。	
7. 高齢者の権利擁護業務		①高齢者が自らの権利を理解できる取り組みについて ② 高齢者の虐待のファーストコンタクトについて ③ 高齢者の消費者被害の予防について	①認知症の啓発時に、認知症サロンについても説明し、サロン開始の支援も行っている。現在、19か所のサロンが、姫路市に登録しているが、随時訪問して、継続支援や相談対応を行っている。登録していない地域の集いにも適時訪問して、同様の対応を行っている。 ②姫路市の啓発プログラムをもとに啓発を行い、自治会単位で地域ケアパスの作成を進めている。その他、いき百や各種サロンなど地域の集い時に、啓発を適時実施している。昨年度、中学校でキッズサポーター養成講座を実施し、毎年度実施する予定になっている。平成27年度から毎年度、地域の事業所を訪問し、認知症の啓発や連携先の周知を行っている。 ・警察からの情報や居宅介護支援事業所の情報から、必要時にSOSネットワークなど支援制度を紹介している。 ③総合相談や居宅介護支援事業所からの相談で、認知症への対応が必要と思われた際には、包括内で検討し、初期集中支援事業に繋げている。	認知症啓発は主に自治会や老人クラブ対象で、平日実施することが多いため、働いている現役世代への啓発が進んでいない。 SOSネットワークについて、協力者登録は進んでいない。QRコードが開始になったが、発見して貰う側に周知を進めていく必要がある。	地域自治会を中心に、中学校、薬局、地域の事業所に向けて、認知症の啓発をすすめており、同時に認知症サロンやSOSネットワークについても説明を行っている。また、地域の資源や情報を集めた自分の手帳(認知症ケアパス)を作成することによって、見守り活動に活かされたり、認知症グループホームや施設との連携により、こども食堂に協力し、啓発に努めている。 総合相談や居宅介護支援事業所からの相談により、適切な事例は認知症初期集中支援事業を活用して、本年度は3件の事例をつなげている。	SOSネットワークの構築に向けて、発見して貰う側に周知を進めていく必要があり、働いている現役世代への啓発が期待される。	
8. 認知症総合支援業務		認知症の人の生活を地域で支援する取り組み ① 認知症の人に対する地域内での理解を深めるための啓発について ② 認知症の人を排除しない居場所づくりや見守り体制について ③ 認知症初期集中支援事業の活用について	①センターが高齢者の権利擁護相談窓口であることを、広く認識してもらえるように、民生委員定例会や地域の集い等で啓発活動を行っている。 ・判断能力が低下し、生活に支障が生じる恐れがある場合、成年後見支援センター等の関係機関と協力しながら対応している。 ②センターが高齢者虐待のファーストコンタクトの機関であることを広く認識されるように、民生委員定例会や地域の集いで啓発活動を行っている。 ・虐待の相談や通報を受けた際は、虐待対応マニュアルに沿って、担当ケアマネジャーや介護サービス事業所等と連携しながら、事実確認を行い、市と協力して虐待対応を行っている。 ③高齢者が消費者被害にあわないように、広報誌や地域の集いを活用して、被害防止の呼びかけや相談機関の紹介を行っている。また、市内で消費者被害の情報提供があった場合も、関係機関や民生委員にfaxやメールで情報提供をしたり、地域の集いで紹介し、注意喚起を行っている。	センターが高齢者権利擁護の相談窓口であることが、地域住民や地域の事業所等に、十分に周知されていないと感じる。	ほうかつだより 虐待帳票 高齢者虐待対応マニュアル 消費者被害(未遂)連絡票	地域包括支援センター内において、「意思決定支援ガイドライン」について学習を行うとともに、民生委員や福祉推進委員に対し、権利擁護についての説明を実施するなど、高齢者の権利の理解に努めている。 消費者被害の防止について「ほうかつだより」に掲載するとともに、「消費者被害(未遂)連絡票」を作成し、消費者センターや警察、他の地域包括支援センターへ連絡して注意喚起を行っている。	
8. 認知症総合支援業務		認知症の人の生活を地域で支援する取り組み ① 認知症の人に対する地域内での理解を深めるための啓発について ② 認知症の人を排除しない居場所づくりや見守り体制について ③ 認知症初期集中支援事業の活用について	①認知症の啓発時に、認知症サロンについても説明し、サロン開始の支援も行っている。現在、19か所のサロンが、姫路市に登録しているが、随時訪問して、継続支援や相談対応を行っている。登録していない地域の集いにも適時訪問して、同様の対応を行っている。 ②姫路市の啓発プログラムをもとに啓発を行い、自治会単位で地域ケアパスの作成を進めている。その他、いき百や各種サロンなど地域の集い時に、啓発を適時実施している。昨年度、中学校でキッズサポーター養成講座を実施し、毎年度実施する予定になっている。平成27年度から毎年度、地域の事業所を訪問し、認知症の啓発や連携先の周知を行っている。 ・警察からの情報や居宅介護支援事業所の情報から、必要時にSOSネットワークなど支援制度を紹介している。 ③総合相談や居宅介護支援事業所からの相談で、認知症への対応が必要と思われた際には、包括内で検討し、初期集中支援事業に繋げている。	認知症啓発は主に自治会や老人クラブ対象で、平日実施することが多いため、働いている現役世代への啓発が進んでいない。 SOSネットワークについて、協力者登録は進んでいない。QRコードが開始になったが、発見して貰う側に周知を進めていく必要がある。	地域自治会を中心に、中学校、薬局、地域の事業所に向けて、認知症の啓発をすすめており、同時に認知症サロンやSOSネットワークについても説明を行っている。また、地域の資源や情報を集めた自分の手帳(認知症ケアパス)を作成することによって、見守り活動に活かされたり、認知症グループホームや施設との連携により、こども食堂に協力し、啓発に努めている。 総合相談や居宅介護支援事業所からの相談により、適切な事例は認知症初期集中支援事業を活用して、本年度は3件の事例をつなげている。	SOSネットワークの構築に向けて、発見して貰う側に周知を進めていく必要があり、働いている現役世代への啓発が期待される。	